

衆憲資第77号

憲法に関する主な論点（第2章 戦争の放棄（安全保障・国際協力））に関する参考資料

平成24年5月

衆議院憲法審査会事務局

この資料は、衆議院憲法審査会における調査の便宜に供するため、幹事会の協議決定に基づいて、衆議院憲法審査会事務局において作成したものです。

この資料の作成に当たっては、衆議院憲法調査会報告書を中心に、補充的に各党の憲法に関する提言等をもとにして、憲法に関する主な論点について、「明文改憲が必要」、「明文改憲までは必要ないが、立法措置（立法による補充）が必要」、「いずれも必要ない」の観点から、以下のA・B・Cの3つに分類して主な意見を整理しましたが、必ずしも網羅的なものとなっていないことにご留意ください。

A・B・Cの中で、方向性（趣旨）が異なる意見については、A 1、A 2……のように、番号を付しています。

- A 明文改憲が必要
 - A 1
 - A 2
- B 明文改憲までは必要ないが、立法措置（立法による補充）が必要
 - B 1
 - B 2
- C いずれも必要ない
 - C 1
 - C 2

目 次

憲法に関する主な論点（論点表）
（第2章 戦争の放棄（安全保障・国際協力））.....（巻頭1）

憲法9条解釈のポイント（政府解釈を前提として）.....（巻頭2）

総論（9条改正の要否）.....1

各論点についての意見の概略

第1 自衛隊の位置付け.....5

第2 自衛権（個別的・集団的）.....8

第3 日米安全保障条約・在日米軍基地問題.....12

第4 国際協力.....16

第5 核兵器の廃絶等.....20

その他の論点.....21

[資料編].....詳細は23頁の資料編目次を参照

憲法に関する主な論点（論点表）

第二章 戦争の放棄（安全保障・国際協力）

主な論点とその関係条文

9条改正の要否については、全体として、憲法を現実に合わせて改正すべきとの考え方がある一方、憲法9条を堅持し、現実を憲法に合わせて是正していくべきとの考え方がある。

関係する 条文	改憲の必要性等 論点	改憲の必要性等		
		A 明文改憲が必要	B 明文改憲までは必要ないが、 立法措置（立法による補充）が 必要	C いずれも必要ない
9条	自衛隊の位置付け	A 1 自衛隊を憲法に位置付けるべき。		C 1 現状のとおりとする。 C 2 9条の理念に合わせて、自衛隊の解消を図るべき。
		A 2 「国防軍」「自衛軍」として憲法に位置付けるべき。		
	自衛権 （個別的・集団的）	A 1 個別的自衛権を憲法に明記すべき。 （この場合、自衛権の発動要件・限界等も併せて規定すべきとの意見もある。）		C 1 自衛のための必要最小限度の武力行使を認めつつ、9条を堅持すべき。
		A 2 集団的自衛権の行使を、憲法改正により認めるべき。 （この場合、集団的自衛権行使の限度も併せて規定すべきとの意見もある。）	・政府の憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使を、安全保障基本法の制定により認めるべき。	C 2 集団的自衛権の行使を認めるべきではない。
【自衛権に関連する論点】 日米安全保障条約・ 在日米軍基地問題	・憲法に外国軍隊の駐留を認めないとの規定を置くべき。	B 1 9条の精神に沿って、日米安保条約を解消すべき。 B 2 日米地位協定を改定すべき。	C 1 日米安保は現実的な安全保障政策である。 C 2 現実には日米同盟を前提に考えざるを得ないが、国連中心主義を重視すべき。	
(9条)	国際協力	A 1 非軍事に限った国際協力について、憲法に規定を置くべき。 【現行憲法と同様、「武力行使」は禁止。[]】	B 1 非軍事に限った国際協力について、基本法等を制定すべき。 【現行憲法により「武力行使」は禁止。[]】	・現状のとおりとする。
		A 2 軍事を含めた国際協力（集団安全保障）について、憲法に規定を置くべき。 【「武力行使」も行えるよう憲法を改正する。】	B 2 軍事を含めた国際協力（集団安全保障）について、基本法等を制定すべき。 【現行憲法下でも、国連決議等がある場合に、「武力行使」が可能と解釈。】	
	核兵器の廃絶等	・核兵器の廃絶や非核三原則を、憲法に明記すべき。	・非核三原則を法制化すべき。	・現状のとおりとする。

[] この場合でも、自己の生命・身体等を防護するための必要最小限の「武器の使用」は、「武力行使」に当たらないとされる（政府解釈）。

（参考）上記以外の条文

(なし)	
------	--

憲法 9 条解釈のポイント（政府解釈を前提として）

第 9 条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、1国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、2国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
3前項の目的を達するため、陸海空軍その他の4戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

ポイント 1 「国権の発動たる戦争」に関連して

「国権の発動たる」は、「国家の行為としての」という意味の「戦争」にかかる修飾語に過ぎない。「国権の発動たる戦争」とは、「国家の行為としての国際法上の戦争」というような意味で、単に「戦争」というのとその意味は変わらない。

国連憲章 4 3 条の国連軍（が仮に構成された場合）のように、国際的合意に基づき国際的に協調して行われる場合は、9 条に反しない（国連の権威の下で行われる武力行使は「国権の発動」ではない。）との見解も存在するが、政府は、国際的な平和活動に係るものであったとしても、「武力の行使」等を我が国として行うことは許されないとする。

ポイント 2 「国際紛争を解決する手段としては」に関連して

政府見解・多数説は、国際法上の通常用語例（例えば不戦条約 1 条）を踏まえ、「国際紛争を解決する手段としての戦争」は、「国家の政策の手段としての戦争」と同じ意味で、具体的には侵略戦争を意味するとしている。この限りにおいては、本項では、自衛戦争、制裁戦争は放棄されていない。

戦争放棄ニ関スル条約（昭和 4 年条約第 1 号）1 条
締約国ハ国際紛争解決ノ為戦争ニ訴フルコトヲ非トシ且其ノ相互関係ニ於テ国家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ヲ放棄スルコトヲ其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ厳肅ニ宣言ス

ポイント 3 「前項の目的を達するため」に関連して

（この文言は、帝国議会の衆議院での修正により加えられたもので、「芦田修正」といわれる。芦田均議員は、衆議院帝国憲法改正小委員長を務めた。）

- 芦田議員は、後年、内閣憲法調査会（昭和 3 2 ~ 3 9 年）で、この文言は、自衛のための戦力を保持できる趣旨を明らかにするため挿入したと述べている〔 〕。この見解は、「前項の目的」を「国際紛争を解決する手段としては（侵略戦争の放棄（ポイント 2 参照））」に重点を置いて解釈するもの。

〔 〕もっとも、帝国議会の審議の際には、そのような趣旨の修正であるとの説明はなされていない。

政府見解・通説は、「前項の目的」を、「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」を含め、1 項全体の趣旨を受けたものと解し、一切の戦力保持を否定する（ポイント 4 参照）。

ポイント 4 「戦力」に関連して

- 吉田内閣当時は、「戦力」を、近代戦争遂行能力、あるいは、近代戦争を遂行するに足る装備編制を備えるものと定義していた。

しかしながら、鳩山内閣当時、自衛権を認める憲法解釈を示し、自衛隊法が制定された後である昭和 2 9 年 1 2 月以来、一貫して、「自衛のため必要な最小限度を超えるもの」と定義している。

補足 1 「自衛権」（個別的・集団的）に関連して

- 政府は、憲法 9 条 1 項は、独立国家に固有の自衛権までも否定するという趣旨のものではないとして、個別的・集団的を問わず、自衛権を有することは、主権国家である以上、当然であるとする。（その憲法上の根拠として、前文の平和的生存権や 1 3 条の趣旨を挙げる答弁もある。）

その上で、政府は、憲法 9 条（1 項・2 項全体）の下で許される自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度にとどまるべきであり、集団的自衛権の行使は、その範囲を超え、許されないとする。

（その理由として、集団的自衛権は、我が国への武力攻撃に対処するものでなく、他国への武力攻撃を実力で阻止するものであるため、国民の生命等が危険に直面している状況下で武力を行使する場面とは異なることを挙げている。）

補足 2 憲法解釈の変更により集団的自衛権の行使を認めることについて

集団的自衛権の行使に係る憲法解釈を変更することについて、「（政府の憲法解釈は）それぞれ論理的な追求の結果として示されてきたもの」であり「自由にこれを変更することができるといふ性質のものではない」とし、その上で、「政府がその政策のために従来の憲法解釈を基本的に変更することは、政府の憲法解釈の権威を著しく失墜させますし、ひいては内閣自体に対する国民の信頼を著しく損なうおそれもある、憲法を頂点とする法秩序の維持という観点から見ましても問題がある」としている。（衆・予算委 平 8.2.27）

解釈に議論がある点の立法的な解決方法として、「仮に、集団的自衛権の行使を憲法上認めたいという考え方があり、それを明確にしたいということであれば、憲法改正という手段を当然とらざるを得ない」との答弁もある。（衆・予算委 昭 58.2.22）

総論（ 9 条改正の要否）

9 条改正の要否については、全体として、憲法を現実に合わせて改正すべきとの考えがある一方、9 条を堅持し、現実を憲法に合わせて是正していくべきとの考えがある。

衆議院憲法調査会では、「自衛隊の存在や海外におけるその活動と、9 条に定める武力の行使の禁止、戦力の不保持及び交戦権の否認との関係」が、憲法と現実との乖離が生じている事項として取り上げられ、その乖離の解消の方向性について総論的な議論が行われた。

憲法を現実に合わせて改正すべきとする意見

（主な見解）

解釈改憲の積重ねにより国際情勢に対応してきた結果、憲法規定と解釈運用との乖離が顕著になっており、法治主義の原則に照らし問題がある。憲法解釈は政治家としての責任において示すものであり、憲法規定と現実との乖離が顕著となった場合には、憲法改正の是非を問うのが政治のあるべき姿である。

9 条を堅持し、現実を憲法に合わせて是正していくべきとする意見

（主な見解）

9 条が日本の侵略戦争への反省に基づくものであることは、国民の一致した認識である。また、現行憲法の下で非軍事に徹するという安全保障の方向性は、我が国が国際社会に復帰する際の公約になっていたものである。同条の改正により、アジア地域に軍事的な緊張をもたらす事態は避けるべきであり、現実と憲法との乖離については、現実を憲法に合わせて是正すべきである。

【参考】9条についての各党の基本的な見解

民主党「憲法提言」(民主党憲法調査会 2005年10月31日)

1. 民主党の基本的考え

憲法の根本規範としての平和主義を基調とする

……自衛権の行使はもとより、国連が主導する集団安全保障活動への関与のあり方について、不断に強い議論に晒されてきた。しかし、どのような議論を経たにせよ、わが国の憲法が拠って立つ根本規範の重要な柱の一つである「平和主義」については、深く国民生活に根付いており、平和国家日本の形を国民及び海外に表明するものとして今後も引き継ぐべきである。「平和を享受する日本」から「平和を創り出す新しい日本」へ、すなわち「平和創造国家」へと大きく転換していくことが重要である。

憲法の「空洞化」を許さず、より確かな平和主義の確立に向けて前進する。

……多角的かつ自由闊達な憲法論議を通じて、「自衛権」に関する曖昧かつご都合主義的な憲法解釈を認めず、国際法の枠組みに対応したより厳格な「制約された自衛権」を明確にし、国際貢献のための枠組みをより確かなものとし、時の政府の恣意的な解釈による憲法運用に歯止めをかけて、わが国における憲法の定着に取り組んでいく。併せて、今日の国際社会が求めている「人間の安全保障」についても、わが国の積極的な役割を明確にしていく。

日本国憲法改正草案(自由民主党、平成24年4月27日)の概要(同党ホームページに掲載)

(第2章 安全保障)

- ・平和主義は継承するとともに、自衛権を明記し、国防軍の保持を規定。
- ・領土の保全等の規定を新設。

日本国憲法改正草案(自由民主党、平成24年4月27日)

(平和主義)

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。

2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

(国防軍)

第九条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。

4 前二項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。

5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。

(領土等の保全等)

第九条の三 国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、

その資源を確保しなければならない。

公明党憲法調査会による論点整理（公明党憲法調査会、2004年6月16日）

第2章「戦争の放棄」（抜粋）

戦後の日本の平和と繁栄を築くうえで、憲法9条の果たしてきた役割りはきわめて大きいものがある。9条についてはさまざまな活発な議論を行ってきたが、現行規定を堅持すべきだとの党のこれまでの姿勢を覆す議論にはいたっていない。

日本共産党綱領（2004年1月17日 第23回党大会で改定）

〔憲法と民主主義の分野で〕

1 現行憲法の前文をふくむ全条項をまもり、とくに平和的民主的諸条項の完全実施をめざす。

〔国の独立・安全保障・外交の分野で〕

3 自衛隊については、海外派兵立法をやめ、軍縮の措置をとる。安保条約廃棄後のアジア情勢の新しい展開を踏まえつつ、国民の合意での憲法第九条の完全実施（自衛隊の解消）に向かっての前進をはかる。

新党きづな 基本政策 INDEX（同党ホームページに掲載）

自主・自立 世界で日本の存在感を上げる！

自国の領土と国民の生命財産を自ら守る独立主権国家としての体制を盤石にし、国際社会のなかで誇れる日本を築く！

- ・緊密で対等な日米関係を維持する一方、東アジア共同体を構築
（中略）
- ・憲法改正に向けた自由闊達な議論
- ・北東アジア地域の非核化。核のない世界を目指す
- ・沖縄在日米軍基地の在り方を見直し、沖縄の負担を軽減

社会民主党宣言（2006年2月11日～12日 第10回定期全国大会にて採択）

（6）世界の人々と共生する平和な日本

国連憲章の精神、憲法の前文と9条を指針にした平和外交と非軍事・文民・民生を基本とする積極的な国際貢献で、世界の人々とともに生きる日本を目指します。……現状、明らかに違憲状態にある自衛隊は縮小を図り、国境警備・災害救助・国際協力などの任務別組織に改編・解消して非武装の日本を目指します。

社民党 2010 参院選マニフェスト

平和憲法の理念の実現をめざし、自衛隊を縮小・改編します

平和憲法の理念にもとづく安全保障政策を実現するために「平和基本法」を制定し、肥大化した自衛隊の規模や装備を必要最小限の水準に改編・縮小します。

日本国憲法の「平和主義」をはじめ「国民主権」、「基本的人権の尊重」の三原則を遵守し、憲法の保障する諸権利の実現を第一として、国民の生活再建に全力をあげます。憲法審査会における憲法改正案の作成に反対します。

みんなの党 憲法改正の基本的考え方（平成 24 年 4 月 27 日）

（平和主義・安全保障に関する記述）

- ・国際平和に貢献し、我が国を防衛するため、自衛権のあり方を明確化
- ・2 年間の国民的議論のうえ、国民投票を実施して決定

国民新党の政策（同党ホームページに掲載）

8.平成の自主憲法創設へ憲法論議の再開促進

第二次世界大戦後の被占領期に公布されて以来、60年以上の長きにわたり改正される事なかった現行憲法は9条に代表される国防上の問題点のみならず、時代変化に応じた人権・環境問題への対応上の問題や一票の価値、解散権等に代表される選挙・国会運営上の問題など様々な問題点が指摘されてきています。私達は我が国の伝統や文化を守ると共に、国際社会で期待される役割を我が国が凛として果たしてゆく為に平成の自主憲法制定を目指してゆきます。

各論点についての意見の概略

【各論点についての憲法の関連規定】

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第1 自衛隊の位置付け

A 明文改憲が必要とする意見

この意見には、

A1 (自衛隊を憲法に位置付けるべきとの意見)

A2 (「国防軍」「自衛軍」として憲法に位置付けるべきとの意見)がある。

(**A1**の主な見解)

自衛隊については、憲法上その位置付けが曖昧であり、同条に違反しているのではないかと疑念を抱かせるものとなっているため、我が国の防衛を担う組織として憲法上明確に位置付けるべきである。

自衛隊の位置付けを憲法上明記するとともに、内閣総理大臣の指揮権や国会の関与といったシビリアン・コントロールの原則も明記する必要がある。

侵略戦争を行わないという9条の理念を守り、個別的自衛権及び集団的自衛権を含め自衛権の行使を制限的・抑制的なものとするために、自衛権の発動要件と限界及び自衛隊の行動原則を、憲法に規定してシビリアン・コントロールに服させるべきである。

現在の条文は、自衛隊が保持し得る実力は自衛のための必要最小限度のものである旨が解釈できない可能性があるため、その旨を明記すべきである。

(**A2**の主な見解)

独立国家が、その独立と平和を保ち、国民の安全を確保するため軍隊を保有することは、現代の世界では常識である。世界の常識に合わせ、独立国としての体裁を整えるため、自衛隊を「国防軍」へと衣替えすべきである。

【参考】日本国憲法改正草案（自由民主党、平成 24 年 4 月 27 日）

（国防軍）

第九条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

3～5 （略）

C いずれも必要ないとする意見

この意見には、

C 1（現状のとおりとするとの意見）、

C 2（9条の理念に合わせて、自衛隊の解消を図るべきとの意見）がある。

（**C 1**の主な見解）

この意見は、自衛のための必要最小限度の実力の保持を認めつつ、9条を堅持すべきであるとの立場からの意見である。

自衛のための必要最小限度の武力の行使は認められ、個別的自衛権の担保として自衛隊が存在する。9条2項で保持が禁止されている戦力と自衛隊の関係については、自衛隊が保持する実力は自衛のための必要最小限度のものであり、同項の戦力には当たらないと解することが可能である。

【参考】公明党憲法調査会による論点整理（公明党憲法調査会、2004年6月16日）

第2章「戦争の放棄」（抜粋）

専守防衛、個別的自衛権の行使主体としての自衛隊の存在を認める記述を置くべきではないか、との意見がある。第一項の戦争の放棄、第二項の戦力不保持は、上記の目的をも否定したものであるとの観点からである。ただ、すでに実態として合憲の自衛隊は定着しており、違憲とみる向きは少数派であるゆえ、あえて書き込む必要はないとの考え方もある。

（**C 2**の主な見解）

この意見は、自衛権の行使としての武力の行使及び自衛隊自体に否定的な意見である。

自衛隊は明確に憲法に反する。憲法学界の通説も、自衛隊を違憲としている。現状と憲法との間に乖離が生じた場合には、立憲主義の立場から、憲法に基づいて現状を是正すべきであり、憲法は、自衛隊の段階的な解消を求めている。

自衛隊は合憲であるが、災害対策のための別組織などへの縮小、改組など、憲法の理念に近付ける努力をすべきである。将来的には非軍事国家を目指すべ

きである。

【参考】日本共産党綱領（2004年1月17日 第23回党大会で改定）

〔国の独立・安全保障・外交の分野で〕

3 自衛隊については、海外派兵立法をやめ、軍縮の措置をとる。安保条約廃棄後のアジア情勢の新しい展開を踏まえつつ、国民の合意での憲法第九条の完全実施（自衛隊の解消）に向かっての前進をはかる。

【参考】社会民主党宣言（2006年2月11日～12日 第10回定期全国大会にて採択）

（6）世界の人々と共生する平和な日本

.....現状、明らかに違憲状態にある自衛隊は縮小を図り、国境警備・災害救助・国際協力などの任務別組織に改編・解消して非武装の日本を目指します。

社民党 2010 参院選マニフェスト

平和憲法の理念の実現をめざし、自衛隊を縮小・改編します

平和憲法の理念にもとづく安全保障政策を実現するために「平和基本法」を制定し、肥大化した自衛隊の規模や装備を必要最小限の水準に改編・縮小します。

第2 自衛権（個別的・集団的）

A 明文改憲が必要とする意見

この意見には、

A 1（個別的自衛権を憲法に明記すべきとする意見）

A 2（集団的自衛権の行使を憲法改正により認めるべきとする意見）がある。

（**A 1**の主な見解）

この意見には、自衛権の根拠を憲法に明記すべきとの意見のほか、自衛権の行使の限度等についての規定を憲法に設けるべきとの意見がある。

[自衛権の根拠を明記すべきとの意見]

集団的自衛権の行使は認めるべきではないが、個別的自衛権の行使についてはあえて明確に示すべきではないか。

憲法は防衛に関する基本的な規定を欠いていることから、これを憲法に明記すべきである。具体的には、9条1項の戦争放棄の理念は堅持し、国家の自己保存権としてその保持と行使が国際的に認められている個別的自衛権及び集団的自衛権を我が国も保持し、行使できることを明らかにするため、同条2項を削除するか、あるいは自衛権について憲法に明文規定を設けるべきである。

[自衛権の行使の限度等について規定を設けるべきとの意見]

憲法の解釈の指針となる立法者意思が明らかでないことや、文言上多岐にわたる解釈が可能であることから、憲法が恣意的に解釈される可能性があり、その曖昧さの持つ危険性を認識すべきである。自衛権は、諸外国にも理解される形で位置付けと歯止めを明記すべきである。

侵略戦争を行わないという9条の理念を守り、個別的自衛権及び集団的自衛権を含め自衛権の行使を制限的・抑制的なものとするために、自衛権の発動要件と限界及び自衛隊の行動原則を、憲法に規定してシビリアン・コントロールに服させるべきである。（再掲）

（**A 2**の主な見解）

この意見は、集団的自衛権の行使を憲法改正により認めるべきとする意見である。これと併せて、集団的自衛権行使の限度も規定すべき（あるいは、限度を規定すべきでない）との意見もある。

[集団的自衛権の行使を憲法改正により認めるべきとする意見]

個別的・集団的を問わず、我が国が自衛権を保持し、行使できるということを明らかにするために、9条2項を削除するか、あるいは自衛権についての明文規定を設けるべきである。

集団的自衛権の行使という重要な問題は、解釈の変更によって行うべきではなく、また、憲法上の根拠に基づき国民の合意の下に行使できるようにするため、憲法改正により認めるべきである。

自衛権の発動要件や限度を憲法に規定して、シビリアン・コントロールに服させることが必要である。集団的自衛権を含む自衛権の行使の限度を明確にするため、憲法に明記すべきである。

[集団的自衛権行使の限度も規定すべきとの意見]

集団的自衛権の行使は、同盟国間に限定する、東アジア地域に限定する、我が国の防衛の目的に必要不可欠である場合に限定するなどの限度を付して認めるべきである。

個別的自衛権及び集団的自衛権を含め、自衛権の行使は我が国の防衛のために必要不可欠である場合や我が国の死活的利益に重大な影響がある場合に限られるべきであり、その行使は抑制的であるべきである。

[集団的自衛権の行使の限度を憲法にあらかじめ規定すべきでないとの意見]

限度を付すことにより他国と共同して行う活動に支障を来す場合も想定されるため、憲法にあらかじめ限度を設けるべきではなく、状況に応じて随時、政策判断をなすべきである。

【参考】自衛権を憲法上位置付けるべきかについての各党の見解

民主党「憲法提言」(民主党憲法調査会 2005年10月31日)

(1)わが国の安全保障活動に関する四原則

国連憲章上の「制約された自衛権」について明確にする

先の戦争が「自衛権」の名の下で遂行されたという反省の上に立って、日本国憲法に「制約された自衛権」を明確にする。すなわち、国連憲章第51条に記された「自衛権」は、国連の集団安全保障活動が作動するまでの間の、緊急避難的な活動に限定されているものである。これは、戦後わが国が培った「専守防衛」の考えに重なるものである。これにより、政府の恣意的解釈による自衛権の行使を抑制し、国際法及び憲法の下での厳格な運用を確立していく。

日本国憲法改正草案（自由民主党、平成 24 年 4 月 27 日）

（平和主義）

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。

2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

公明党憲法調査会による論点整理（公明党憲法調査会、2004 年 6 月 16 日）

第 2 章「戦争の放棄」(抜粋)

個別的自衛権の行使は現行憲法でも認められているとの解釈が主流であり、集団的自衛権の行使は認めるべきではないとの意見が大勢である。ただ、個別的自衛権の行使についてはあえて明確に示すべきではないか、との意見もある。

みんなの党 憲法改正の基本的考え方（平成 24 年 4 月 27 日）

（平和主義・安全保障に関する記述）

- ・国際平和に貢献し、我が国を防衛するため、自衛権のあり方を明確化
- ・2 年間の国民的議論のうえ、国民投票を実施して決定

B 明文改憲までは必要ないが、立法措置(立法による補充)が必要とする意見

この意見は、集団的自衛権の行使について、政府の憲法解釈を変更し、安全保障基本法の制定により認めるべきとの意見である。

（主な見解）

憲法改正の論議と並行して、安全保障に関する基本法を制定し、その中で、集団的自衛権の行使を認めることも可能である。

政府解釈は、集団的自衛権の行使は自衛のための必要最小限度の範囲を超えるため認められないとするが、その限度は時代に応じて変化している以上、憲法改正をしなくても集団的自衛権の行使は可能である。

C いずれも必要ないとする意見

この意見には、

C 1（個別的自衛権の発動としての武力の行使を認めつつ、9 条を堅持すべきであるとの立場からの意見）

C 2（集団的自衛権の行使を認めるべきではないとする意見）がある。

（**C 1**の主な見解）

自衛のための必要最小限度の武力の行使は認められ、個別的自衛権の担保として自衛隊が存在する。9 条 2 項で保持が禁止されている戦力と自衛隊の関係

については、自衛隊が保持する実力は自衛のための必要最小限度のものであり、同項の戦力には当たらないと解することが可能である。(再掲)

(C2)の主な見解)

現行憲法は集団的自衛権を認めていない。9条の解釈として、集団的自衛権を持たないと考えることが憲法学界でも当たり前の見方である。

歴代政府は、我が国は主権国家として国際法上集団的自衛権を保有するが、9条の下で行使できないという統一見解を公にしており、この統一見解の原点に戻るべきである。

第3 日米安全保障条約・在日米軍基地問題

A 明文改憲が必要とする意見

この意見は、憲法に外国軍隊の駐留を認めない旨の規定を置くべきとの意見である。

(主な見解)

これまで、我が国に外国軍隊が駐留していることのリスクが真剣に考えられてこなかった。フィリピン憲法に外国軍隊の駐留を認めないとの規定があるように、憲法改正に当たって、同様の規定を設けるという考え方もある。

B 明文改憲までは必要ないが、立法措置(立法による補充)が必要とする意見

この意見には、

B 1 (9条の精神に沿って、日米安保条約を解消すべきとする意見)

B 2 (日米地位協定を改定すべきとする意見)がある。

(B 1の主な見解)

平和主義を掲げる憲法と日米安全保障条約は矛盾している。9条の精神に沿って、同条約を解消すべきである。

我が国が憲法で非武装を謳っている以上、速やかに日米安全保障関係を解消すべきである。歴史的な事実から、在日米軍基地所属の部隊が、他国における紛争解決の手段として使用されたことは、明らかである。

日米安全保障共同宣言や新ガイドラインにより日米安全保障条約の適用範囲が拡大・変質し、憲法の理念が日米安全保障条約をはじめとする安全保障上の法体系により空洞化させられている。

(B 2の主な見解)

米軍基地が集中している沖縄の負担は重いが、日米安全保障条約を堅持し、東アジアの安全保障を維持することも必要である。沖縄の中核的な役割は残しつつ、グアムやフィリピンに米軍の訓練を移転することにより、その負担を軽減することも検討に値する。また、日米の真のパートナーシップを考えた場合に、日米地位協定を改定すべきである。

日本全土に広がる米軍基地、在日米軍への特権付与とその拡大、事実上の米軍支援となる自衛隊の海外派兵など、9条の理念に反して日米安全保障を優先させる現実がある。まさにこのことが、憲法の平和主義と現実との乖離である。また、基本的人権の保障の面から、不平等な日米地位協定の改定は

当然である。

祖国復帰から今日に至るまでの沖縄は、憲法の理念に反する状況に置かれている。膨大な米軍基地や日米地位協定が存在するために、そのような状況が日常化しており、憲法の本質、理念の実現が求められている。

C いずれも必要ないとする意見

この意見には、

C1 (日米安保は現実的な安全保障政策であるとする意見)

C2 (現実には日米同盟を前提に考えざるを得ないが、国連中心主義を重視すべきとする意見)がある。

(C1の主な見解)

我が国の戦後の平和と繁栄に対して憲法が果たしてきた役割を高く評価するが、同時に、我が国の安全は日米安全保障条約や自衛隊により守られてきたことを認識すべきである。国際社会の実情を踏まえ、国益が激しく衝突する国連に過度に期待するよりも、日米同盟関係の存続、強化により安全保障体制を構築することが国益に適う。

核の脅威等に対し、我が国が一国で対応するとすれば、アジア地域に緊張を持ち込むことになる。日米同盟は、非常に現実的な安全保障政策である。

(C2の主な見解)

我が国の安全保障は、現実には日米同盟を前提に考えざるを得ないが、我が国の自立のためにも、国連中心主義を重視すべきである。

我が国の外交・安全保障の方向性については、国連、米国、アジアの三つを柱とし、日米安全保障条約を重視しつつ、国際協調主義の観点から国連中心主義をも重視すべきである。

【参考】日米安全保障条約・在日米軍基地問題についての各党の見解

民主党の政権政策 Manifesto2010

- ・総合安全保障、経済、文化などの分野における関係を強化することで、日米同盟を深化させます。
- ・普天間基地移設問題に関しては、日米合意に基づいて、沖縄の負担軽減に全力を尽くします。
- ・緊密で対等な日米関係を構築するため、日米地位協定の改定を提起します。

第 22 回参議院議員選挙（平成 22 年度）自民党政策集

187 強固な日米同盟の再構築

日米同盟はわが国の外交の基軸であるのみならず、アジア太平洋地域の平和と安定の礎です。……これ以上の同盟弱体化を防ぎ、わが国防衛力の実効性を更に高める努力を不断に行い、抑止力の維持を図るとともに、沖縄をはじめとする地元の負担軽減を実現する在日米軍再編を着実に進めます。

公明党 マニフェスト 2010

日米安全保障条約を堅持し、日米関係を深化・発展させるなかで、日本の平和と安全をより確かなものとしします。

米軍再編は、抑止力の維持と基地の段階的整理・縮小をはじめとする地元負担の軽減を実現するとの考えを基本に、地元との緊密な協議のもと、地元の理解を得ながら着実に実施します。

日本共産党綱領（2004 年 1 月 17 日 第 23 回党大会で改定）

〔国の独立・安全保障・外交の分野で〕

- 1 日米安保条約を、条約第十条の手続き（アメリカ政府への通告）によって廃棄し、アメリカ軍とその軍事基地を撤退させる。対等平等の立場にもとづく日米友好条約を結ぶ。

日本共産党の 2010 年参議院選挙公約（ダイジェスト版）

“アメリカいなり” 政治から日本国民に顔をむけた政治に転換を

……沖縄の「負担軽減」といいますが、巨大基地の建設を押しつけながら、「負担軽減」といってもむなしだけです。しかも、「日米合意」では、島ぐるみで反対の声をあげている徳之島などに、米軍訓練を「分散移転」するとしています。

普天間基地問題 無条件撤去で対米交渉を

……沖縄の怒りは、悲惨な地上戦と米軍占領、戦後 65 年にわたる基地の重圧など、歴史のなかで累積されたものです。普天間問題の解決の道は、日米合意の白紙撤回、基地の無条件撤去を求めて、アメリカと本格的な交渉を始めることしかありません。

「海兵隊=抑止力」をふりかざす、基地押しつけ勢力に審判を

いま、沖縄の海兵隊はイラクやアフガニスタンに展開し、普天間基地にも 1 年の半分はいません。……参議院選挙では、基地押しつけ勢力にきびしい審判をくだそうではありませんか。

新党きづな 基本政策 INDEX（同党ホームページに掲載）

自主・自立 世界で日本の存在感を上げる！

自国の領土と国民の生命財産を自ら守る独立主権国家としての体制を盤石にし、国際社会のなかで誇れる日本を築く！

- ・ 緊密で対等な日米関係を維持する一方、東アジア共同体を構築
（中略）
- ・ 憲法改正に向けた自由闊達な議論
- ・ 北東アジア地域の非核化。核のない世界を目指す
- ・ 沖縄在日米軍基地の在り方を見直し、沖縄の負担を軽減

社民党 2010 参院選マニフェスト

1. 日米軍事同盟依存を弱め多国間の集団安全保障システムの構築をめざします

国土面積の0.6%に過ぎない沖縄県に、在日米軍専用施設・区域の74%（約233平方キロメートル）強が集中し、特に人口が密集する沖縄県中部地域の土地の約24%が米軍施設に占められるという異常な状態が続いています。沖縄の基地負担の軽減、基地の整理・縮小を最優先の課題として取り組みます。

普天間飛行場については、「県外・国外」への移設をめざします。日米安保条約が必要であるなら、そのための基地の負担を沖縄一県のみにおしつけつづけることは許されません。辺野古への新基地建設など、在日米軍の基地機能の強化には強く反対します。

日米地位協定の全面改正を求め、本来負担する必要がない「思いやり予算」を段階的に削減します。在日米軍の駐留経費の追加的な負担について定めた在日米軍駐留経費負担にかかわる「特別協定」については2011年3月の期限後は更新しない方向で米国と交渉します。5月の日米安全保障協議委員会共同発表で「緑の同盟」などと称して米軍基地に再生可能エネルギー技術を導入する経費を日本側が負担することが新たに合意されていますが、「思いやり予算」の対象の拡大には強く反対します。

日米安保条約の軍事同盟の側面を弱めながら、将来的に経済や文化面での協力を中心にした平和友好条約への転換をめざします。

みんなの党 アジェンダ 2010

1 我が国の国民と国土は、とことん守る

- ・相互信頼に基づく日米安保体制を基軸（米軍再編への協力などを含む）
- ・ただし、対等な同盟関係という立場から、「思いやり予算」の見直し、沖縄の米軍基地負担軽減などの面で、米国に言うべき事は言い、求めるべきことは要求。
- ・我が国の置かれた安全保障環境について国民的論議を喚起。
- ・普天間問題については、民主党政権で破壊された沖縄との信頼関係醸成を一からやり直し、我が国の安全保障の確保、沖縄の基地負担軽減などの観点から、地元・米国との合意形成を行う。

国民新党の政策（同党ホームページに掲載）

5. 新しい時代の日米同盟の中での米軍基地

我が国の防衛戦略に欠かす事の出来ない日米同盟は長い間、沖縄県の過重な米軍基地負担の上に成り立ってきました。国民新党は中長期的に自主防衛の強化に取り組む一方で、当面期間は沖縄だけに負担が集中するいびつな構造を、訓練の移転、基地の非固定化、自衛隊と米軍の連携強化などを通じて是正し、騒音と危険性に代表される沖縄の基地負担を段階的に軽減してゆきます。

第4 国際協力

A 明文改憲が必要とする意見

この意見には、

A 1 (非軍事の分野に限った国際協力について、憲法に規定を置くべきとする意見【現行憲法と同様「武力行使」は禁止】)

A 2 (軍事を含めた国際協力(集団安全保障)について、憲法に規定を置くべきとする意見【「武力行使」も行えるよう憲法を改正する】)がある。

(**A 1**の主な見解)

[国際協力一般について憲法に位置付けるべきとする意見]

国際社会において求められる貢献を行うために、憲法に国際協力の根拠や活動の権限を示す規定や、国際協力を積極的に行う旨の規定、国際社会における我が国の役割・責務等の規定を置くべきである。

国民の合意や憲法改正要件を考慮すると、当面は平和的分野における国際協力を規定し、それを超える部分については、長期的に合意形成を図るべきである。

ODA(政府開発援助)等の海外援助は、前文に国際協調の理念が述べられており、憲法上に明文規定がなくても認められるが、明文化が望ましい。

【参考】公明党憲法調査会による論点整理(公明党憲法調査会、2004年6月16日)
第2章「戦争の放棄」(抜粋)

いわゆる国際貢献については、明確化を望む指摘がある。ただし9条に書き加えるか、前文に盛り込むか、別建てで起こすか、あるいは法律で対応すればすむというように意見は分かれる。

[平和維持活動への参加等について憲法上位置付けるべきとする意見]

安全保障の基本原則として、国連を中心とした平和秩序を維持する活動への積極的な参加を憲法に明記すべきである。

国際協力の根拠規定を憲法に加えることが望ましい。その際、平和維持活動や国際平和協力活動が、国連決議に基づいていること、武力の行使を目的としないことなどの原則を明確にする必要がある。

[自衛隊の国際協力活動への参加について憲法上位置付けるべきとする意見]

9条を改正しないで、必要がある度に法律を制定して自衛隊を派遣するという対応には限界がきている。そのため、自衛隊が国際協力活動に参加することを憲法に明確に位置付けるべきである。

(A2)の主な見解)

政府の憲法解釈を踏まえると、国連軍や多国籍軍に参加して武力の行使を伴う活動を行うことはできないことから、国連の集団安全保障活動に積極的に参加するために憲法を改正すべきである。

現行憲法は、国際協力を担う実力組織や実力行使のための武器使用の面で足りない部分があるので、これを憲法に規定すべきである。また、軍事力の行使による国際協力が不可避である場合に、これを可能とするための憲法改正を行うべきである。

【参考】民主党「憲法提言」(民主党憲法調査会 2005年10月31日)

(1)わが国の安全保障活動に関する四原則

国連の集団安全保障活動を明確に位置づける

憲法に何らかの形で、国連が主導する集団安全保障活動への参加を位置づけ、曖昧で恣意的な解釈を排除し、明確な規定を設ける。これにより、国際連合における正統な意志決定に基づく安全保障活動とその他の活動を明確に区分し、後者に対しては日本国民の意志としてこれに参加しないことを明確にする。こうした姿勢に基づき、現状において国連集団安全保障活動の一環として展開されている国連多国籍軍の活動や国連平和維持活動(PKO)への参加を可能にする。それらは、その活動の範囲内においては集団安全保障活動としての武力の行使をも含むものであるが、その関与の程度については日本国が自主的に選択する。

【参考】日本国憲法改正草案(自由民主党、平成24年4月27日)

(平和主義)

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。

2 (略)

(国防軍)

第九条の二

3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。

4・5 (略)

B 明文改憲までは必要ないが、立法措置(立法による補充)が必要とする意見

この意見には、

B 1 (非軍事の分野に限った国際協力について、基本法等を制定すべきとする意見【現行憲法により「武力行使」は禁止】)

B 2 (軍事(武力行使)を含めた国際協力について、基本法等を制定すべきとする意見【現行憲法下でも、国連決議等がある場合に、「武力行使」が可能と解釈】)がある。

(**B 1**の主な見解)

自衛隊の海外における人道支援活動は専守防衛の領域を超えているとの批判を踏まえ、その根拠法として安全保障に関する基本法などを制定する必要がある。

【参考】公明党憲法調査会による論点整理(公明党憲法調査会、2004年6月16日)
第2章「戦争の放棄」(抜粋)

国家の自己利益追求のための武力行使は認められないが、国連による国際公共の価値を追求するための集団安全保障は認められるべきではないか、との指摘がある。ただ、その場合でも武力の行使は認められず、あくまで後方からの人道復興支援に徹すべきだとの意見がある。それゆえ、憲法上あえて書き込む必要はなく、法律対応でいいとの主張である。

(**B 2**の主な見解)

国連の集団安全保障活動は、9条が禁ずる国権の発動としての武力の行使ではなく、前文の国際協調主義に基づくものであり、自衛のための必要最小限度の武力の行使とは別枠で認められていると解釈することが可能である。

C いずれも必要ないとする意見

この意見は、非軍事の分野に限って国際協力を行うべきであるから9条を改正する必要はない等とするものであり、主に次のような見解がある。

国際協力の推進に当たっては、国連憲章と憲法が共に生かされるよう積極的に努力することが重要であって、9条の下で、非軍事的な分野における支援活動を行うべきであり、憲法を改正する必要はない。

たとえ国連による制裁のための武力の行使であったとしても、自衛隊の海外派兵は自衛のための必要最小限度を超えた武力の行使であり、憲法上許されないというのが歴代内閣の解釈である。集団安全保障活動への参加が可能となるように憲法を変える必要はない。

ODA 等の海外援助についての明文規定を置くことが望ましいとする見解があるが、9 条、98 条 2 項などにより国際協調主義が担保されているので、根拠条文は必要ない。

【参考】日本共産党綱領（2004 年 1 月 17 日 第 23 回党大会で改定）

〔憲法と民主主義の分野で〕

1 現行憲法の前文をふくむ全条項をまもり、とくに平和的民主的諸条項の完全実施をめざす。

〔国の独立・安全保障・外交の分野で〕

3 自衛隊については、海外派兵立法をやめ、軍縮の措置をとる。安保条約廃棄後のアジア情勢の新しい展開を踏まえつつ、国民の合意での憲法第九条の完全実施（自衛隊の解消）に向かったの前進をはかる。

4 新しい日本は、次の基本点にたって、平和外交を展開する。

・紛争の平和解決、災害、難民、貧困、飢餓などの人道問題にたいして、非軍事的な手段による国際的な支援活動を積極的におこなう。

【参考】社会民主党宣言（2006 年 2 月 11 日～12 日 第 10 回定期全国大会にて採択）

（6）世界の人々と共生する平和な日本

国連憲章の精神、憲法の前文と 9 条を指針にした平和外交と非軍事・文民・民生を基本とする積極的な国際貢献で、世界の人々とともに生きる日本を目指します。

社民党 2010 参院選マニフェスト

国連中心の外交政策をすすめ、非軍事面の国際協力をすすめます

海外の大規模災害への緊急援助や、途上国の開発支援のための協力などに積極的に取り組みます。国連平和維持活動(PKO)への参加は、憲法の枠内の人道的な活動に徹します。

第5 核兵器の廃絶等

A 明文改憲が必要とする意見

この意見は、核兵器の廃絶や非核三原則を、憲法に明記すべきとの意見である。

B 明文改憲までは必要ないが、立法措置(立法による補充)が必要とする意見

この意見は、非核三原則を法制化すべきとの意見である。

【参考】社民党 2010 参院選マニフェスト

5. 北東アジアを非核化し、核も戦争もない21世紀をめざします

国是である非核三原則(持たず、つくらず、持ち込ませず)を厳守し、法制化をめざします。

C いずれも必要ないとする意見

この意見は、非核三原則については国会決議もなされているため、改めて立法化する必要はないとする意見である。

その他の論点

安全保障・国際協力についてのその他の論点としては、次のようなものがある。

1 領土等の保全等

領土・領海・領空を守ることや資源の確保について、憲法に規定を置くべきとの意見がある。(A 明文改憲が必要とする意見)

【参考】日本国憲法改正草案（自由民主党、平成 24 年 4 月 27 日）

（領土等の保全等）

第九条の三 国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。

2 地域安全保障

衆議院憲法調査会においては、地域安全保障に関して、アジアにおける地域安全保障の枠組の構築等について議論が行われ、何らかの枠組が必要であるとの意見が多く述べられた。ただ、その枠組の在り方については、武力の行使を含む枠組を想定するものと、非軍事的な安全保障対話の枠組を構築するべきであるとするものに分かれている。(B 立法措置(立法による補充)が必要とする意見)

[資料編]

[資料編 目次]

1	憲法9条の解釈について	
	資料1 - 1	憲法9条の解釈を巡る主な論点.....25
	資料1 - 2	憲法9条1項の解釈について.....27
	資料1 - 3	憲法9条のその他の用語の意味について.....28
2	自衛権及び自衛隊と憲法9条	
	資料2 - 1	自衛権及び自衛隊に関する政府の見解.....30
	資料2 - 2	集団的自衛権について.....31
3	日米安全保障条約等	
	資料3	日米安保条約・日米地位協定について.....32
4	自衛隊の国際協力活動と憲法9条	
	資料4 - 1	自衛隊の国際協力活動と憲法9条との関係.....35
	資料4 - 2	自衛隊の国際協力活動における「武器の使用」.....37
	資料4 - 3	自衛隊が行った国際平和協力活動(略).....39
		出典：防衛省編『日本の防衛 - 防衛白書』ぎょうせい、2011、PP.518～519
	資料4 - 4	「国際的な平和活動」の概要(略).....41
		出典：安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会(第4回)配付資料(平成19年8月10日) 資料1 P.1 首相官邸HP(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/anzenhosyou/dai4/gijjisidai.html)
5	核兵器の廃絶等	
	資料5 - 1	非核三原則に関する国会決議(略).....42
		出典：外務省HP(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/gensoku/ketsugi.html)
	資料5 - 2	非核三原則と憲法の関係・非核三原則の法制化に関する政府答弁.....46
6	その他の資料	
	資料6	自衛隊の主な行動(略).....47
		出典：防衛省編『日本の防衛 - 防衛白書』ぎょうせい、2011、PP.471～472

憲法 9 条の解釈を巡る主な論点

論点 1 第 9 条第 1 項で放棄した「戦争」「武力による威嚇又は武力の行使」の範囲に関する学説（「国際紛争を解決する手段としては」の文言がかかる範囲）（網掛け部分が政府見解）

学 説	根 拠	放棄の範囲
「国権の発動たる戦争」にもかかるとの見解	すべて戦争は国際紛争解決手段であり、自衛戦争と侵略戦争の区別は困難	自衛・制裁を含むすべての戦争と武力の威嚇・行使
	国際法上の通常の用語例（不戦条約）	2 項の戦力不保持 侵略目的の戦争と武力の威嚇・行使のみ
「武力による威嚇又は武力の行使」のみにかかるとの見解	GHQ 原案及び 9 条の英文訳	すべての戦争と侵略目的の武力の威嚇・行使

論点 2 9 条 1 項と 2 項との関係に関する学説及び政府見解

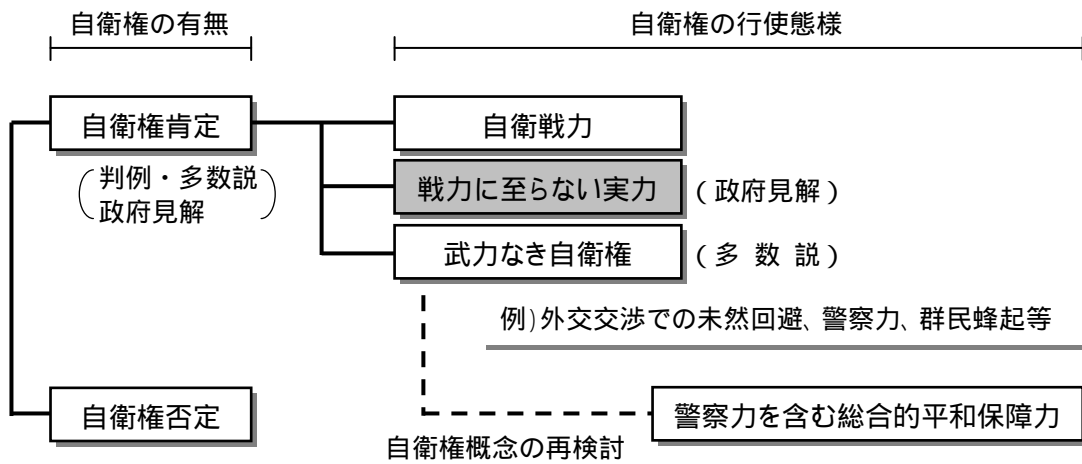
1 項の解釈	2 項前段の解釈	9 条全体の解釈
「国際紛争を解決する手段として」の戦争の放棄とは？	「前項の目的を達するため」の戦力の不保持とは？	9 条全体の解釈
(X) 侵略と自衛戦争とは区別不可能であり、一切の戦争を放棄したものだ。	() 「前項の目的」とは 1 項全体を指し、それを実質的に担保するため、2 項で一切の「戦力」の不保持を規定している。	(X -) 一切の戦争の放棄と一切の戦力の不保持を規定したもの。
(Y) 国際法上の用例にならえば、侵略戦争のみを放棄したもので、自衛戦争まで放棄したものでない。		(Y -) 1 項で自衛戦争は放棄されないが、2 項で戦力不保持を規定しているので、自衛のための「戦力」も持てない。
	() 「前項の目的」とは侵略戦争放棄を指し、自衛のための戦力は保持できる。	(Y -) 自衛戦争を行うことも、そのための「戦力」を持つこともできる。

(政府解釈は、上記(Y -)説に立っている。)

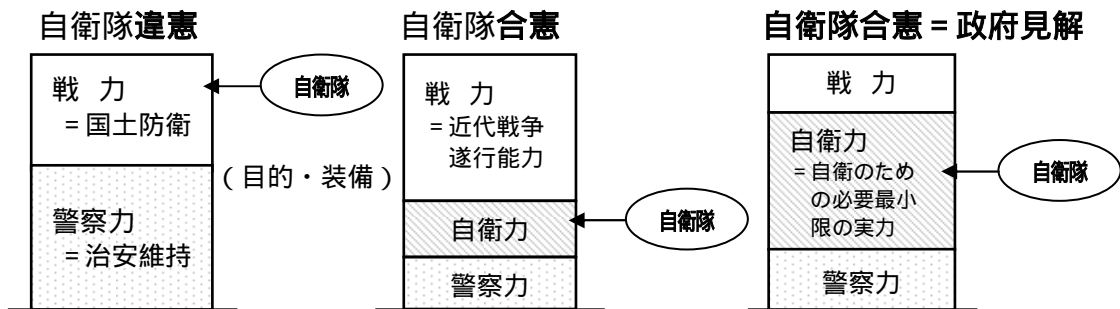
「前項の目的を達するため」の意味について、政府は、次のような見解を述べている（政府答弁書 昭 55.12.5）。

憲法第 9 条第 2 項の「前項の目的を達するため」という言葉は、同条第 1 項全体の趣旨、すなわち、同項では国際紛争を解決する手段としての戦争、武力による威嚇、武力の行使を放棄しているが、自衛権は否定されておらず、自衛のための必要最小限度の武力の行使は認められているということを受けていると解している。したがって、同条第 2 項は「戦力」の保持を禁止しているが、このことは、自衛のための必要最小限度の実力を保持することまで禁止する趣旨のものではなく、これを超える実力を保持することを禁止する趣旨のものであると解している。

論点3 自衛権の有無・行使態様をめぐる見解(網掛け部分が政府見解)



論点4 戦力・自衛力・警察力に関する各説のイメージ図



憲法 9 条 1 項の解釈について

日本国憲法

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、(a)国権の発動たる戦争と、(b)武力による威嚇又は(c)武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

略

1 「国際紛争を解決する手段として」放棄される行為の範囲

(a)(b)(c)すべての行為が「国際紛争を解決する手段としては」放棄される（政府見解）。

【参考】

憲法 9 条 1 項の英文を根拠に、(a)については無条件に放棄されているが、(b)(c)については、「国際紛争を解決する手段としては」放棄されるとの解釈もある。これについては、憲法の正文では(a)にかかることは明白であるので、英文を決め手にした右の解釈は正当でないとの批判がある。

2 国際紛争を解決する手段としての戦争

従来の国際法上の通常用語例（例えば不戦条約 1 条）によると、日本国憲法 9 条 1 項で放棄されている「国際紛争を解決する手段としての戦争」は、「国家の政策の手段としての戦争」と同じ意味であり、具体的には、侵略戦争を意味する（政府見解）。自衛戦争、制裁戦争は放棄されない。

【参考】

憲法 9 条 1 項により、侵略戦争のみならず自衛戦争及び制裁戦争を含めたいっさいの戦争を放棄したこととなるとの見解もある。もっとも、このような見解をとるとした場合、「国際紛争を解決する手段としては」との文言は不必要であり、また、この見解は従来国際法においてこの文言が常に自衛戦争を留保する意味で用いられてきたという沿革を無視するものではないか、との批判もある。



憲法の戦争放棄を上述の不戦条約と同様に解した場合、9 条 1 項は侵略的な行為のみを放棄したものであり、自衛戦争・自衛行動や軍事的制裁措置までは放棄していないと解釈されることとなる。

憲法 9 条のその他の用語の意味について

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争⁽¹⁾と、武力による威嚇⁽²⁾又は武力の行使⁽³⁾は、国際紛争⁽⁴⁾を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力⁽⁵⁾は、これを保持しない。国の交戦権⁽⁶⁾は、これを認めない。

(1) 「国権の発動たる戦争」

「国権の発動たる戦争」とは、国際法上、国の主権の発動として認められていた兵力による国家間の闘争であって、宣戦布告又は最後通牒の手續により明示的に戦争の意思表示をすること等を要件とするとともに、戦時国際法が適用される形式的意味での戦争をいうとされる。

憲法第九条第一項の「国権の発動たる」とは「国家の行為としての」という意味であり、同項の「戦争」とは伝統的な国際法上の意味での戦争を指すものとする。したがって、同項の「国権の発動たる戦争」とは「国家の行為としての国際法上の戦争」というような意味であるとする。

もっとも、伝統的な国際法上の意味での戦争とは、国家の間で国家の行為として行われるものであるから、「国権の発動たる戦争」とは単に「戦争」というのとその意味は変わらないものであり、国権の発動ではない戦争というものがあるわけではないとする。(政府答弁書 平 14.2.5)

(2) 「武力による威嚇」

「武力による威嚇」とは、現実にはいまだ武力を行使していないが、その前段階の行為、すなわち、自国の要求を受け入れなければ武力を行使するという態度を示すことによって相手国を威嚇し、強要すること(例えば、1895年の三国干渉、1915年の対中 21 力条要求等)をいうとされる。

(3) 「武力の行使」

「武力の行使」とは、実質的意味での戦争に属する軍事行動(例えば、1931年の満州事変、1937年の日華事変等)をいい、「戦争」との差異は、宣戦の手續がとられているか否か、戦時国際法の適用を受けるか否か等の点に求めることができる。とされる。

梶田内閣法制局長官...憲法第九条第一項の武力の行使といひますのは、基本的には、我が国の物的、人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為をいう。ここでいひます国際的な武力紛争といひますのは、国又は国に準ずる組織の間において生ずる武力を用いた争いをいうと、こつういうふうにて考へてきております。(参・外交防衛委 平 23.10.27)

(4) 「国際紛争」

憲法第九条第一項の「国際紛争」とは、国家又は国家に準ずる組織の間で特定の問題について意見を異にし、互いに自己の意見を主張して譲らず、対立している状態をいうと考える。(政府答弁書 平 14.2.5)

(5) 「戦力」

吉国内閣法制局長官 戦力について、政府の見解を申し上げます。

戦力とは、広く考えますと、文字どおり、戦う力ということでございます。そのようなことばの意味だけから申せば、一切の実力組織が戦力に当たるといってよいでございますが、憲法第九条第二項が保持を禁じている戦力は、右のようなことばの意味どおりの戦力のうちでも、自衛のための必要最小限度を越えるものでございます。それ以下の実力の保持は、同条項によって禁じられてはいないということございまして、この見解は、年来政府のとっているところでございます。(参・予算委員会 昭 47.11.13)

(6) 「交戦権」

憲法第九条第二項の『交戦権』とは、戦いを交える権利という意味ではなく、交戦国が国際法上有する種々の権利の総称を意味するもので、このような意味の交戦権が同項によって否認されていると解している。

他方、我が国は、自衛権の行使に当たっては、我が国を防衛するため必要最小限度の武力を行使することが当然に認められているのであって、その行使は、交戦権の行使とは別のものである。(政府答弁書 昭 55.12.5)

自衛権及び自衛隊に関する政府の見解

1 自衛権についての政府の見解

憲法第 9 条第 1 項は、独立国家に固有の自衛権までも否定する趣旨のものではなく、自衛のための必要最小限度の武力を行使することは認められているところであると解している。政府としては、このような見解を従来から一貫して採ってきているところである。(政府答弁書 昭 55.12.5)

2 自衛隊についての政府の見解

我が国が自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法第 9 条の禁止するところではない。自衛隊は、我が国を防衛するための必要最小限度の実力組織であるから憲法に違反するものではないことはいうまでもない。(政府答弁書 昭 55.12.5)

3 9 条 1 項の「国際紛争の解決の手段としては」と自衛権の発動

佐藤内閣法制局長官 ...第 9 条の第 1 項においては、お言葉にありましたように、国際紛争解決の手段としては武力行使等を許さない、その趣旨はこれはずつと前から政府として考えておりますところは、他国との間に相互の主張の間に齟齬を生じた、意見が一致しないというような場合に、業をにやして実力を振りかざして自分の意思を貫くために武力を用いる、そういうことをここで言っておるのであつて、日本の国に対して直接の侵害が加えられたというような場合に、これに対応する自衛権というものは決して否定しておらないということを申しております。...(中略)...自衛権というものがあります以上は、自分の国の生存を守るだけの必要な対応手段は、これは勿論許される。即ちその場合は国際紛争解決の手段としての武力行使ではないのであつて、国の生存そのものを守るための武力行使でありますから、それは当然自衛権の発動として許されるだろう、かように考えておるのであります。(参・法務委 昭 29.5.13)

4 自衛権発動の 3 要件

1. 憲法第 9 条の下において認められる自衛権の発動としての武力の行使については、政府は、従来から、

- ・ 我が国に対する急迫不正の侵害があること
- ・ これを排除するために他の適当な手段がないこと
- ・ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

という三要件に該当する場合に限られると解しており、これらの三要件に該当するか否かの判断は、政府が行うことになると考えている。(政府答弁書 昭 60.9.27)

集団的自衛権について

1 . 集団的自衛権とは

自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利(政府答弁書 昭 56.5.29)

2 . 集団的自衛権についての政府見解

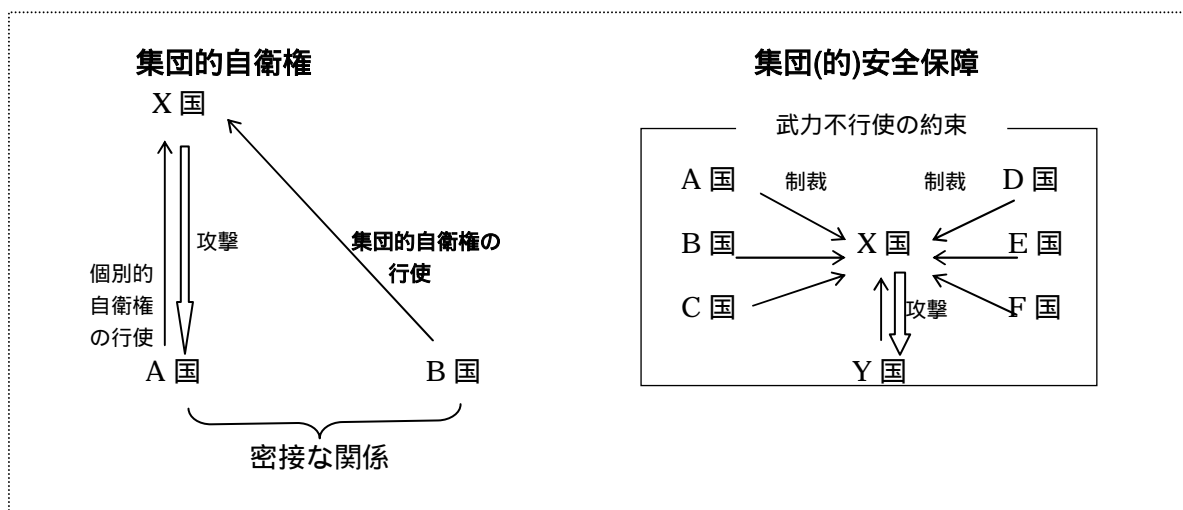
集団的自衛権について、政府は、これを有してはいるが、その行使は自衛のための必要最小限度を超えるものであって認められないとの見解を述べている(政府答弁書 同上)

国際法上、国家は、集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利を有しているものとされている。

我が国が、国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第 9 条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えている。

3 . 集団的自衛権と集団(的)安全保障

「集団的自衛権」が、上記のような権利を意味するのに対し、「集団(的)安全保障」は、安全保障体制参加国のいずれかの国家が行う侵略等に対し、他の参加国が協力してその侵略等に対抗することを約し、国家の安全を相互に集団的に保障しようとする安全保障の方式を意味する。



参考文献：筒井若水編集代表『国際法辞典』(1998年)有斐閣、西井正弘編『図説 国際法』(1999年)有斐閣、衆議院第37号「「憲法第9条 特に、自衛隊のイラク派遣並びに集団的安全保障及び集団的自衛権」に関する基礎的資料」(平成16年2月)

日米安保条約・日米地位協定について

1 日米安保条約の主な内容

全 10 条からなる日米安保条約の柱は 2 本あり、日本領域に対する武力攻撃への共同対処（5 条）、日本国の安全及び極東における国際の平和・安全の維持に寄与するための米国による日本の施設・区域の使用（6 条）である。

6 条については、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」、いわゆる日米地位協定の根拠規定となっている。

< 日米安保条約の主な条文 >

条文	内容
1 条：国連との関係	国連憲章の武力不行使の原則を改めて確認し、日米安保条約が純粋に防衛的性格のものであることを宣明している。
2 条：経済的協力の促進	両国が相互信頼関係の基礎の上に立ち、政治、経済、社会の各分野において同じ自由主義の立場から緊密に連絡していくことを確認している。
3 条：防衛能力の維持発展	米国の対日防衛義務に対応して、日本も憲法の範囲内で自らの防衛能力の整備に努めるとともに、米国の防衛能力向上について応分の協力をすると原則を定める。ただし、集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲内に限られることを明確にするために、「憲法上の規定に従うことを条件」としている。
4 条：事前協議	日米安保条約の実施に関して必要ある場合、日本の安全又は極東の平和及び安全に対する脅威が生じた場合には、日米双方が随時協議する旨を定める。
5 条：米国の対日防衛義務	日本の施政の下にある領域内にある米軍に対する攻撃を含め、日本の施政の下にある領域に対する武力攻撃が発生した場合には、両国が共同して日本防衛に当たる旨を規定する。
6 条：基地貸与・地位協定	前段は、日本の米国に対する施設・区域の提供義務を規定するとともに、提供された施設・区域の米軍による使用目的を定める。後段は、施設・区域の使用に関連する具体的事項及び日本における駐留米軍の法的地位に関しては、日米間の別個の協定(日米地位協定)によるべき旨を定める。
10 条：条約の終了	日米安保条約は、当初の 10 年の有効期間が経過した後は、日米いずれか一方の意思により、1 年間の予告で廃棄できる旨を規定する。つまり、そのような意思表示がない限り条約が存続する、いわゆる「自動延長」方式である。

2 日米地位協定の主な内容

日米地位協定は全 28 条からなり、新安保条約 6 条に基づき、新安保条約と同時に締結された。日米地位協定は、旧安保条約下における日米行政協定に代わるものであるが、日米行政協定が両政府間の行政取極の形式をとっていたのに対して、日米地位協定は条約として扱われ、国会の承認を受けている。

その内容は、施設・区域の使用と駐留米軍の地位に関して広範な事項に及んでいるが、大きく分けると、日本による施設・区域の提供（2 条）

施設・区域の運営管理に関する米軍の権利（3 条） 軍人・軍属・家族に与えられた権利（5 条以下）の 3 つの柱からなる。

なお日米地位協定は、1960 年の発効以来、一度も改定が行われておらず、刑事裁判手続についての運用改善や環境問題に関する条項の見直し等、協定全般にわたり見直しを求める要望が沖縄県を中心になされている。

< 日米地位協定の主な内容 >

項目	内容
日本による施設・区域の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・区域の提供に要する費用は日本が負担する（24 条 2 項）。 ・米国は施設・区域の必要性を、返還を目的としてたえず検討することに同意している（2 条 3 項）。 ・施設・区域の返還に際して米国は、原状回復義務又はそれに代わる補償義務を一切負わない（4 条 1 項）。 ・施設・区域の提供は、日米合同委員会を通じた両国政府の合意に基づく（25 条）。
施設・区域の運営管理に関する米軍の権利	<ul style="list-style-type: none"> ・米国は、施設・区域の設定、運営、警護、管理のために必要なすべての措置を執る（3 条 1 項）。
軍人・軍属・家族に与えられた権利	<ul style="list-style-type: none"> ・米軍の出入国の保障及び入港料・着陸料の免除（5 条）。 ・軍属・家族に対する外国人登録・管理関係法令の適用除外（9 条）。 ・日本が裁判権を行使すべき軍人又は軍属の拘禁は、その者の身柄が米国にあるときは、日本により公訴が提起されるまでの間、米国が引き続き行う（17 条 5 項 c）。

【参考】日米地位協定をめぐる事件

沖縄少女暴行事件

1995 年 9 月に沖縄県で起きた米軍兵士による暴行事件の際、沖縄県警の被疑者の身柄引渡し要請に対し、米軍は、日米地位協定 17 条 5 項(c)を理由に、被疑者の身柄が米軍当局下にある場合には日本による起訴があるまでそこでの勾留を続けることができるとして、引渡しを拒否した。その後、殺人及び強姦という凶悪犯罪については、日本当局による要請がなされた場合には、日本当局による起訴前であっても引渡しを認めるとする運用上の改善が日米間で合意され

た。

2001年6月に沖縄県で起きた米軍兵士による暴行事件の際には、容疑者の身柄引渡しが遅れ、日米地位協定の改定を求める声が強まったのを受け、同年7月、衆議院外務委員会は、同協定の見直しを求める決議を全会一致で行った。

3 駐留米軍の合憲性に関する政府答弁

高辻内閣法制局長官 おわかりいただけるようにお話をいたしますが、前に、御存じだと思えますけれども、毎度お引き合いに出して恐縮でございますが、砂川事件判決というのがございました。これは戦力に関する問題でございますけれども、この駐留米軍がわが国の憲法が否定してある戦力に当たるかどうか、これが第一点。それからまた、その駐留を許すような安保条約そのものが憲法に違反することにならないかという問題がございました。ちょうどいま仰せになっておる問題として言えば、そういう条約を締結することが憲法上どうかという点で、実は理論的に非常に類似の点があるわけでございます。それにつきましては、確かに一つの争点でございましたが、最高裁判所の判決につきまして、憲法がいう戦力を保持しないという主体は、わが国がこれに管理権、支配権を持つべきものについていうのではない、したがって、駐留米軍が日本に駐留すること、それについての条約を締結すること、それは日本の憲法の九条のらち外の問題であるという判決があったことは御承知のとおりだと思います。その同じ理屈がいま御指摘の問題についても当てはまるものだと思っております。 (衆・予算委 昭44.2.5)

〔参考文献〕

- ・衆憲資第37号
- ・衆議院外務調査室・安全保障調査室「国際情勢と我が国の安全保障（2010年2月）」
- ・外務省サイト「日米安全保障体制」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/index.html>)
- ・畠基晃『憲法9条 研究と議論の最前線』（2006年、青林書院）
- ・日米安保：日米安全保障条約50周年を考える（<http://www.anpo.biz/>）

自衛隊の国際協力活動と憲法9条との関係

1 武力行使を伴う活動への参加

国連等が行う国際的な平和活動においても、「武力の行使」又は「武力による威嚇」に当たる行為については、我が国としてこれを行うことは許されないとされる。

秋山内閣法制局第一部長 ...我が国は、憲法の平和主義、国際協調主義の理念を踏まえまして国連に加盟し、国連憲章にはこのような集団的安全保障の枠組み、あるいは実態上確立されてまいりましたPKOの活動が行われているところでございます。

したがって、我が国としまして、最高法規であります憲法に反しない範囲で、憲法九十八条第二項に従いまして国連憲章上の責務を果たしていくということになりますが、その場合、もとより集団的安全保障あるいはPKOにかかわりますいろいろな活動のうち、憲法九条によって禁じられている武力の行使または武力による威嚇に当たる行為につきましては、我が国としてこれを行うことが許されないというふうに考えているわけでございます。（衆・安保委 平10.5.14）

2 直接武力の行使を行わない活動について（「武力行使との一体化」論）

輸送・医療・補給など、直接、武力の行使を行わない活動であっても、他国の行う武力の行使と「一体化」するとみなされる行為は、それ自体が武力の行使でなくとも、憲法9条との関係で許されないものと解されている。

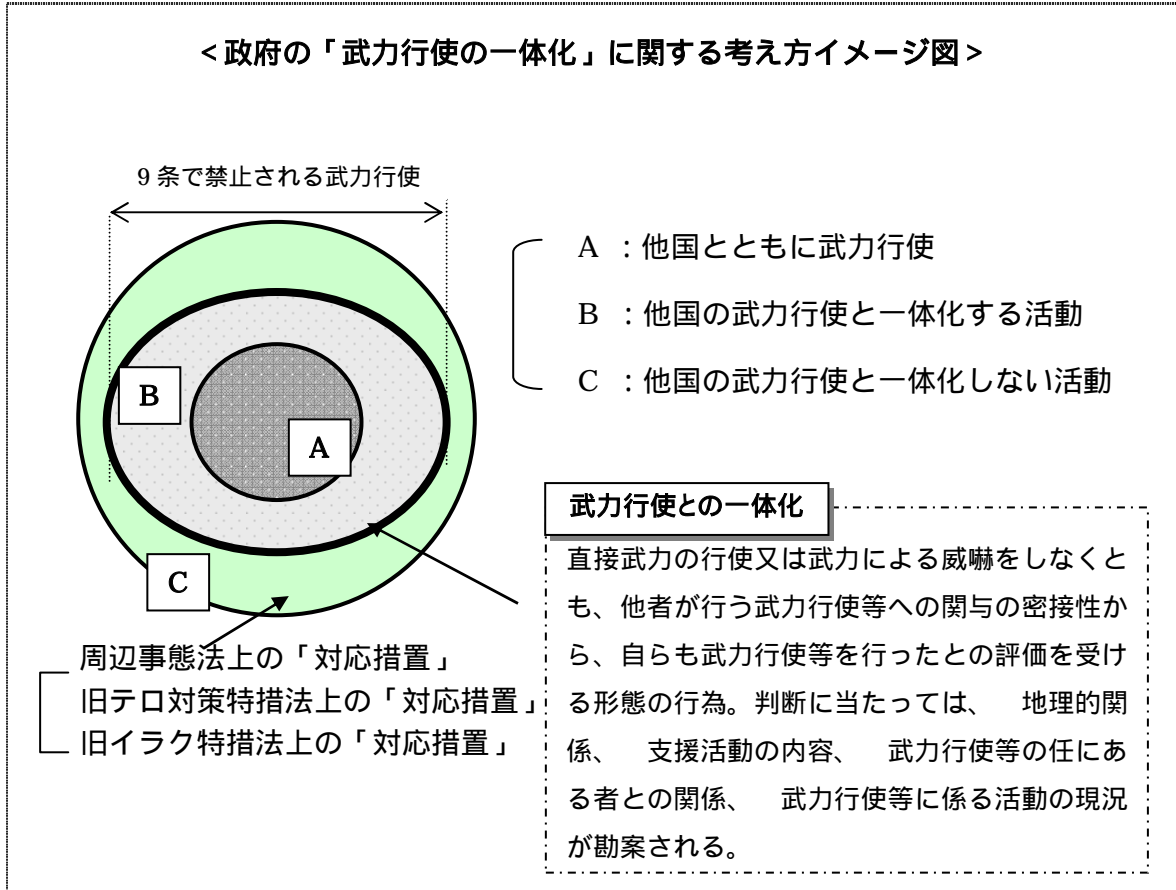
「武力行使との一体化」論

大森内閣法制局長官 例としてはよく、輸送とか医療とかあるいは補給協力ということが挙げられるわけでございますが、それ自体は直接武力の行使を行わない活動について、それが憲法9条との関係で許されない行為に当たるかどうかということにつきましては、他国による武力の行使、あるいは憲法上の評価としては武力による威嚇でも同じでございますが、武力の行使等と一体となるような行動としてこれを行うかどうかということにより判断すべきであるということを答えてきているわけであります。

このような、いわゆる一体化の理論と申しますのは、仮に、みずからは直接武力の行使をしていないとしても、他の者が行う武力の行使への関与の密接性等から、我が国も武力の行使をしているとの評価を受ける場合を対象とするものでありまして、いわば法的評価に伴う当然の事理を述べるものでございます。

そして問題は、他国による武力の行使と一体となす行為であるかどうか、その判断につきましては大体四つぐらいの考慮事情を述べてきているわけでございまして、委員重々御承知と思いますが、要するに、戦闘活動が行われている、または行われようとしている地点と当該行動がなされる場所との地理的關係、当該行動等の具体的内容、他国の武力の行使の任に当たる者との關係の密接性、協力しようとする相手の活動の現況等の諸般の事情を総合的に勘案して、個々の判断すべきものである、そういう見解をとっております。（衆・予算委 平9・2・13）

< 政府の「武力行使の一体化」に関する考え方イメージ図 >



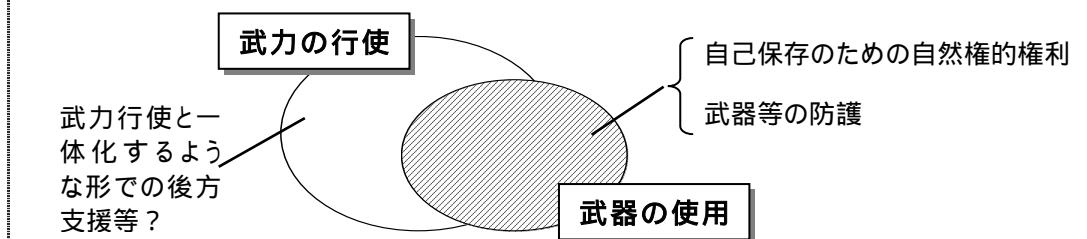
自衛隊の国際協力活動における「武器の使用」

1 「武器の使用」と憲法 9 条 1 項の「武力の行使」との関係

一般に、憲法第 9 条第 1 項の「武力の行使」とは、我が国の物的・人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為をいい、法案（注 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案）第 24 条の「武器の使用」とは、火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置をその物の本来の用法に従って用いることをいうと解される。

憲法第 9 条第 1 項の「武力の行使」は、「武器の使用」を含む実力の行使に係る概念であるが、「武器の使用」がすべて同項の禁止する「武力の行使」に当たるとはいえない。例えば、自己又は自己とともに現場に所在する我が国要員の生命又は身体を防護することは、いわば自己保存のための自然権的権利というべきものであるから、そのために必要な最小限の「武器の使用」は、憲法第 9 条第 1 項で禁止された「武力の行使」には当たらない。（衆・PKO 特委理事会提出 平 3.9.27）

< 「武力の行使」と「武器の使用」の関係図 >



2 自己等の生命又は身体を防護するための「武器の使用」

1 にあるとおり、自己の生命又は身体を防護するための必要最小限の「武器の使用」は、いわば自己保存のための自然権的権利であり、9 条 1 項で禁止されている「武力の行使」には当たらないとされる。

PKO 協立法その他各法律に、武器使用に係る規定が置かれている。

3 武器等の防護のための「武器の使用」

自衛隊の武器などを職務上警護する自衛官について、その武器などを防護するため必要と認める相当の理由がある場合、事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。（自衛隊法 9 5 条）

(4 いわゆる「 Bタイプ」の武器使用)

国連は、 P K Oにおける武器使用として、要員を防護するための武器使用(いわゆる「 Aタイプ」)とともに、任務遂行に対する妨害を排除するための武器使用(いわゆる「 Bタイプ」)を認めている。[]

しかしながら、いわゆる「 Bタイプ」の武器使用を我が国自衛官に認めることは、憲法 9 条との関係で問題があるとされる。

津野内閣法制局長官 ...本法案とかあるいは国連平和協力法に基づきます我が国の自衛官の武器使用は、これは従来からしばしば申し述べておりますが、いわば自己保存のための自然権的権利として、自己の生命、身体を防護するために必要やむを得ない場合に限られておる。これは憲法 9 条が禁止する武力行使に至ることを避けるためにほかならないわけでありまして、御指摘の国連の平和維持隊に許されております武器使用のすべて、特にいわゆる B タイプの、これは任務遂行を実力をもって妨げる企てに対抗するための武器使用でありますが、それを我が国自衛官に認めることは、憲法 9 条との関係で問題があるという考え方でございます。(衆・テ口特委 平 13.10.15)

(5 いわゆる「 駆け付け警護」)

P K O協力法では、要員を防護するための武器使用(いわゆる「 Aタイプ」)のうち、自己又は現場に所在する他の隊員と職務上自己の管理下に入った者の防護のための武器使用を認めている。

しかしながら、同法では、同じ国連 P K Oに参加している他国の部隊が攻撃された場合に駆け付けて、他国の隊員を警護するための武器使用を行うことは認められていない。

梶田内閣法制局長官...それで、お尋ねの駆け付け警護における武器使用についてでございますけれども、その具体的な内容が明らかではございませんけれども、自己の生命、身体の危険がない場合にあって駆け付けて武器を使用するということでありましたら、先ほど申し上げました言わば自己保存のための自然権的権利というべきものの範囲を超えるというものであると考えられます。

したがって、こうした駆け付け警護における武器使用につきましては、これは国又は国に準ずる組織に対して行うという場合には憲法第九条の禁ずる武力の行使に当たるおそれがあると、こういう問題があるというふうにお答えをしております。(参・外交防衛委 平 23.10.27)

[] もっとも、国連 P K Oにおいては統一的な武器使用基準が存在するわけではなく、個々の P K O活動ごとに武器使用基準が定められている。

非核三原則と憲法の関係・非核三原則の法制化に関する政府答弁

1. 非核三原則と憲法の関係

国務大臣（大平正芳君） ...核武装に関するお尋ねでございました。これは、従来から自衛のために最小必要限度を超えない実力を保持することは憲法によって禁止されておられない、したがって、自衛のための必要最小限度の範囲を超えることになるものは、通常兵器でありましてその保有は許されないと解されるのが憲法の花神だろとうと思ひますが、その精神は、一方、核兵器でございまして、仮に右の限度の範囲内にとどまるものであれば、憲法上はその保有を禁ずるものでないという解釈を政府はとっておりますことは御案内のとおりであります。

憲法の解釈は右のとおりでございませうけれども、わが国は、政策的な選択といたしまして、いわゆる非核三原則を国是とも言うべき政策として堅持しております。さらに、原子力基本法並びに核兵器不拡散条約の規定によりまして、一切の核兵器を保有し得ないとしていることは言うまでもないところでございませう。

（参・本会議 昭54.3.16）

2. 非核三原則の法制化

国務大臣（三木武夫君） ...それから非核三原則については、国権の最高機関である国会においてもこれを遵守すべしという決議を持っているわけで、いまさらこれを立法化する必要は私はないと思う。国会であれだけの決議を全会一致でしたのですから、これはもうそれ以上何か立法化する必要は私はないと思う。

（参・予算委 昭50.6.12）

前田内閣法制局第一部長 ...我が国への核の持ち込みにつきましては、非核三原則に違反するものとして一切禁止されているところでございませうし、政府としましては非核三原則を堅持する立場をとっているところでございませう。また、特に米国との関係におきましては安保条約のものと事前協議制度を通じまして我が国への核の持ち込みが行われませうように担保がされていることも御承知のとおりでございませう。さらには核の持ち込み禁止を含みます非核三原則につきまして国会におきまして決議がなされているところでございませう。

以上のような点からいたしまして、我が国が非核三原則を堅持するものであるということにつきましては周知徹底が図られているところでございませうし、またその内容につきましても遵守されているところでございませうので、これまで非核三原則の立法化が論議されました際にも、政府といたしましては三木総理、福田総理を初めといたしまして、立法化の必要はないと考える旨繰り返し答弁をしてきているところでございませう。

このように政府といたしましては明確に立法化の必要はないというふうにお答えをしてきているところでございませうので、法制局といたしまして今御質問の点につきましてお答えすることは差し控えさせていただきますと存じます。

（参・外交安保特委 昭59.7.4）